

# 避難施設の指定

## ○国民保護法(抄)

(避難施設の指定)

第百四十八条 **都道府県知事\***は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を**避難施設として指定しなければならない。** ※ 指定都市にあっては市長

2 都道府県知事は、前項の規定により避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

## ○国民保護施行令(抄)

(避難施設の基準)

第三十五条 法第百四十八条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。
- 二 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。
- 三 速やかに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 四 火災その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 五 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

## ○国民の保護に関する基本指針(閣議決定)(抄)

第4章第1節5(1) 避難施設の指定

- 避難所として、学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的として、公園、広場、駐車場等の施設等を指定するよう配慮する。



「避難所等」

- 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。



「緊急一時避難施設」

# 避難施設の指定状況

施設区分	施設数 (令和5年4月1日現在)	定義等	
<b>避難施設</b>	<b>97,974</b>	(国民保護法第148条) 都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。	
<b>緊急一時避難施設に指定されていない避難所等</b>	<b>41,801</b>	避難所としての学校、公民館、体育館等の施設。また、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的としての公園、広場、駐車場等の施設	
<b>緊急一時避難施設</b>	<b>56,173<sup>※</sup></b>	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点からの、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設	<b>武力攻撃を想定した避難施設 (シェルター)</b>
<b>地下施設</b>	<b>3,336</b>		
<b>特定臨時避難施設</b>	<b>(新規)</b>	武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた一定期間避難可能で堅ろうな避難施設	

※ 人口カバー率(1人あたり0.825㎡で算出) 123.5%

緊急一時避難施設について、令和3年度から7年度までの5年間を集中的な取組期間とし、  
①管内施設の総点検及び②地下施設の指定を重点取組事項として、より一層指定を推進